平成29年　№.８

〇国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則の一部を改正する規則の制定について

改正理由

別表第２，別表第３における部局等の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成29年３月16日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

平成29年規則第５号

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則（平成16年規則第38号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則の一部改正について

改正理由：別表第２，別表第３における部局等の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

改正

〔省略〕

（資産監守者等）

第１２条　資産管理役は，資産の適正な供用を図るため，資産管理者，資産監守者及び資産監守補助者（次項において「資産監守者等」という。）を，別表第２のとおり置くものとする。

２　資産監守者等の管理の対象となる資産の範囲については，別表第３のとおりとする。

〔省略〕

別表第２

部局	資産管理者	資産監守者	資産監守補助者
〔省略〕			
教育実践研究支援センター	センター長	センター長が指名する者	担当係長
留学生センター	センター長	センター長が指名する者	担当係長
国際教育センター	センター長	センター長が指名する者	担当係長
〔省略〕			

別表第３

部局	管理の対象となる資産の範囲
〔省略〕	

現行

〔省略〕

（資産監守者等）

第１２条　資産管理役は，資産の適正な供用を図るため，資産管理者，資産監守者及び資産監守補助者（次項において「資産監守者等」という。）を，別表第２のとおり置くものとする。

２　資産監守者等の管理の対象となる資産の範囲については，別表第３のとおりとする。

〔省略〕

別表第２

部局	資産管理者	資産監守者	資産監守補助者
〔省略〕			
教育実践研究支援センター	センター長	センター長が指名する者	担当係長
国際教育センター	センター長	センター長が指名する者	担当係長
〔省略〕			

別表第３

部局	管理の対象となる資産の範囲
〔省略〕	

事務局（2）	小金井校及びその他の口座のうち，国際交流会館，学生寮（大泉，小平），東久留米国際学生宿舎，課外活動共用施設及び厚生施設（第一・第二むさしのホール）で使用している不動産
〔省略〕	
教育実践研究支援センター	小金井校口座のうち，現に教育実践研究支援センターで使用している不動産
留学生センター	小金井校口座のうち，現に留学生センターで使用している不動産
国際教育センター	小金井校口座のうち，現に国際教育センターで使用している不動産
〔省略〕	

附　則

この規則は，平成29年３月16日から施行する。

事務局（2）	小金井校及びその他の口座のうち，留学生センター，国際交流会館，学生寮（大泉，小平），東久留米国際学生宿舎，課外活動共用施設及び厚生施設（第一・第二むさしのホール）で使用している不動産
〔省略〕	
教育実践研究支援センター	小金井校口座のうち，現に教育実践研究支援センターで使用している不動産
国際教育センター	小金井校口座のうち，現に国際教育センターで使用している不動産
〔省略〕	